

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	河川課	整理番号	1 - 301
許認可等の種類	公有水面埋立の免許				
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第2条				
許認可等の概要	公有水面を埋立ようとする者の免許				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 〔参考〕 別紙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公有水面埋立ての適正化について」の1, 2, 4 港管第2021号、建河発第341号</li> <li>・公有水面埋立法による認可申請書の取扱いについて 建設省河政発第41号</li> <li>・「公有水面埋立法の一部改正について」の3 港管第1580号、建設省河政発第57号</li> </ul>				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>60日 (関係市町村長の意見聴取後。ただし、国土交通大臣の認可にかかるものについては当該認可後)</p>				
期間の制定根拠	6河第306号土木部長通知				

・公有水面埋立ての適正化について(昭和40年9月1日港管第2021号・建河発第341号運輸省港湾局長・建設省河川局長通達)

- 1 埋立ての免許又は承認は、原則として、次に掲げるものについて行なうものとする。
  - (1) 法令に基づき土地を収用し又は使用しうる事業のため必要な埋立て
  - (2) 国又は公共団体が行なう埋立て
  - (3) に掲げるもののほか私人が行なう埋立てで公共の利益に寄与するもの
- 2 埋立ての免許に当たっては、当該埋立ての目的、出願者の資力及び信用、事業計画及び資金計画の内容、工事实施の方法等を厳重に審査し、当該埋立てを的確に遂行する意思と能力を有すると認められる場合にのみ免許するものとする。
- 4 埋立ての免許に当たっては、次に掲げる条件を附するものとする。この場合において、(2)の条件について、公有水面埋立法第27条第2項の規定による登記の嘱託を行うものとする。
  - (1) 埋立地を埋立ての免許の際の使用目的以外に使用する場合には、免許権者の許可を要するものとする。
  - (2) 埋立地に関する権利の設定又は譲渡については、免許権者の許可を要するものとする。

・公有水面埋立法による認可申請書の取扱いについて(昭和47年5月18日建設省河政発第41号建設省河川局水政課長通達)

公有水面埋立ての免許について、公有水面埋立法の規定により建設大臣の認可を要する場合において、都道府県知事の提出する認可申請書は地方建設局長を経由することを要しないものであるため、念のため通知する。

なお、河川法が適用又は準用される河川の埋立てについては、「河川法の施行について(昭和40年3月29日建設省発河第58号建設事務次官通達)の15の(2)により、河川管理者及び公有水面埋立免許権者はあらかじめ協議調整することは勿論、公有水面埋立法施行令第32条第2号に該当する埋立についても、公有水面埋立免許権者は、河川管理者とあらかじめ協議し、調整を図ることとされたい。

・公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号・建河発第57号運輸省港湾局長・建設省河川局長通達)

- 3 埋立ての免許基準について(法第四条第一項及び第二項、則第五条及び第六条関係)
  - (1) 埋立ての免許基準の性格について  
法第四条第一項各号の基準は、これらの基準に適合しないと免許することができない最小限度のものであり、これらの基準のすべてに適合している場合であっても免許の拒否はあり得るので、埋立ての必要性等他の要素も総合的に勘案して慎重に審査を

行うこと。

(2) 国土利用上適正かつ合理的なることについて（法第四条第一項第一号関係）

埋立てそのもの及び埋立地の用途が国土利用上適正かつ合理的であるかどうかにつき慎重に審査すること。

(3) 環境保全の配慮について（法第四条第一項第二号関係）

埋立てそのものが水面の消滅、自然海岸線の変更、潮流等の変化、工事中の濁り等に関し、海域環境の保全、自然環境の保全、水産資源の保全等に十分配慮されているかどうかにつき慎重に審査すること。

(4) 公共施設の配置及び規模について（法第四条第一項第四号、則第五条関係）

イ 則第五条第二号の公園、緑地及び広場に関する技術的細目を適用するに当たっては、環境保全等の重要性にかんがみ、埋立てが新たに土地を形成するものである点を考慮し、また、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されることとなるよう運用すること。

ロ 則第五条で規定する公共施設以外の公共施設についても、法第四条第一項第四号の規定により、その配置及び規模が適正であることが必要であり、審査に当たり十分留意すること。

(5) 令第七条の法人の行う分譲を目的とする埋立てについて（法第四条第一項第五号、令第七条関係）

イ 分譲を目的とする埋立ての主体を限定した趣旨にかんがみ、当該法人の事業活動の公共性、公益性、埋立地の処分方法等について慎重に審査すること。

ロ 土地の造成及び処分の業務の運営が、定款、協定等に基づき、資金計画、事業計画等の作成又は変更について、出資した国又は公共団体の許可、承認等を必要とすることとなっている等当該国又は公共団体の監督のもとになされることになっていることを確認すること。

ハ 令第七条各号の条件が免許後も維持されるよう、必要に応じ、免許条件を付することにより担保すること。